

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第一条の規定の適用については、同条第一号中「普通税」とあるのは「普通税、同条第五項の規定により指定都市等（同法第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。）が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により市町村が課する都市計画税」とする。</p> | <p>附則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。<br/>（新設）</p> |